

現計画

みやぎ子ども・子育て幸福計画（第Ⅰ期）
の基本理念や施策等の体系図

計画期間：平成27年度～平成31年度

基本理念

健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成

安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現

基本理念達成に向けての視点

視点1

すべての子どもの
幸せの視点

視点2

すべての親への
応援の視点

視点3

仕事と生活の
調和実現の視点

視点4

地域全体での子ども・
子育て応援の視点

視点5

被災した子ども・
親への復興支援の視点

推進する施策とその主な内容

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備

2 幼児期の教育・保育の確保と充実

- (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

3 子どもの成長を支える教育の推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

4 子どもと親の健康の確保と増進

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 小児医療の充実と小児慢性特定疾病対策の推進

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心に問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) ひとり親家庭支援の推進
- (5) 障害児施策の充実

6 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援するための教育・保育の提供の充実

7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

条例の概要

前文

誰もが安心して子どもを生み育て、全ての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いです。

基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。

全ての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受け取ることができるようにすること。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。

県、市町村、県民、事業者等は、子どもが未来を担うものであることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。

結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重され、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮すること。

東日本大震災の影響を受けたすべての子どもが健やかに成長していくことができるよう積極的に対策を進めること。

基本的施策等

1 子どもの健やかな成長の促進

- (1) 子どもの成長に応じた切れ目のない支援
- (2) 子どもの意見の尊重
- (3) 子どもの社会参加の促進
- (4) 育ちの場の充実
- (5) 子ども及び保護者の健康の増進等
- (6) 生活環境の整備の促進

4 次代の子育てを担う者への支援

5 特別な支援を要する子ども等への支援

6 子育てを支える社会的基盤の整備

- (1) 地域における子育て支援体制の充実
- (2) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

2 子どもへの支援

- (1) 子どもに対する人権被害の未然防止等
- (2) 子どもからの相談への対応

3 保護者への支援

- (1) 家庭教育に対する支援
- (2) 雇用環境の整備
- (3) 経済的負担の軽減

7 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援